

第1部



總論



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

介護保険制度は施行から10年が経過し、高齢者とその家族の暮らしを支える制度として定着してきました。全国的に、平成27年(2015年)に団塊の世代が高齢期を迎えます。また、平成37年(2025年)には75歳に達します。こうしたことを念頭におき、地域包括ケアシステムの実現に向けた準備を進めています。

平成23年6月に公布された介護保険制度の改正では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。これを実現するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの創設がされました。また、保険料等の増加の抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施、指定介護療養型医療施設については平成29年度末まで廃止を猶予する等の措置を講じるなどの見直しが行われました。

本計画は、平成17年度時点で10年後の平成27年の高齢社会を見据えて策定した「逗子市高齢者保健福祉計画」の最終期間の計画にあたります。

国や県の基本的指針を踏まえるとともに、逗子市高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）の点検・評価を行い、見直しを行った後で、今後さらに増大する福祉・保健・介護のニーズに対応していけるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 計画の位置付け・性格

(1) 上位計画

「逗子市総合計画」が本計画の上位計画にあたります。総合計画に位置付けられている「総合福祉」の基本的な方向と整合を図りながら、高齢者福祉・介護保険事業を進めていく必要があります。さらに、逗子市総合計画実施計画（平成23年度～平成26年度）の「1 心豊かに暮らせる健康長寿のまち プロジェクト」で、元気で生きがいをもってスポーツや文化活動、社会活動を楽しむ高齢者の増加を目指すという目標を立てています。これらの目標とも調和を図っていく必要があります。

逗子市総合計画 総合福祉～共に生きる心豊かなまち～

【福祉・介護の内容で抜粋したもの】

施策	平成26年度の目標
福祉社会(1)福祉サービス	介護予防施策等の充実により要介護状態になっていない元気な高齢者の割合を維持する
福祉社会(2)福祉施設の充実	特別養護老人ホーム等の施設整備が行われている
福祉社会(3)福祉のまちづくり	ミニバス路線が拡充されている

(2) 逗子市老人福祉計画・逗子市介護保険事業計画

老人福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定による）

すべての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、就労、まちづくりその他高齢者に関わる関連施策の充実、強化を図るためのもので、その内容において介護保険事業計画と一体的に調和を図りながら計画を進めていく必要があります。

本市においては両計画の整合を図るため、平成12年度を始期とする第2期老人福祉計画と第1期介護保険事業計画から、一体的に「高齢者保健福祉計画」として3年ごとに策定することとしており、今期は第6期老人福祉計画と第5期介護保険事業計画に当たります。

介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項の規定による）

本市における虚弱高齢者、要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また、本市が行う地域支援事業の必要量や介護保険給付対象サービスの量を見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定しました。

(2) 関連する計画

県の計画

神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」は、市町村による取り組みを広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する計画であり、本計画と整合性を図っています。また、「神奈川県高齢者居住安定確保計画」は、「高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備」を基本理念に、行政、高齢者向け住宅・介護サービス事業者やNPO法人などの居住支援団体等の3者による住宅施策と福祉施策の連携の充実・強化を図った中で、「地域力の強化」「居住環境の向上」「居住福祉の推進」という3つの観点から、施策を総合的に組み合わせて推進することを基本としています。高齢者が安心して暮らしていくために、この計画との整合を図っていく必要があります。

市の計画

「逗子市総合計画」に基づいて策定された「逗子市福祉プラン（地域福祉計画）」（平成17年3月策定）に包含されるものであり、「逗子市障がい者福祉計画」（平成21年3月策定）など関係する諸計画との整合を保っていきます。

3 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

本市は、まちづくりへの市民参加を基本とし、あらゆる行政計画について市民参加を原則に策定することにしてしています。高齢者施策及び介護保険事業は市民の生活に大きく影響を及ぼすことから、計画には広く市民の意見を反映させることが重要と考え、その実現に努めています。

高齢者保健福祉計画懇話会

計画策定に当たっては、公募による市民、公共的団体から推薦を受けた方で構成する「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」(以下「計画懇話会」という。)に報告し、意見をいただきました。

実態調査

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、平成22年度に各種アンケートを実施しました。

アンケート調査の実施概要

調査区分	調査対象	配布数	有効回収票数	有効回収率
一般高齢者調査	平成23年2月1日現在で逗子市在住の介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く65歳以上の市民(無作為抽出)	1,000票	831票	83.1%
要介護認定者調査	平成23年2月1日現在で介護保険の要支援・要介護認定を受けている逗子市の第1号被保険者(神奈川県外の住所地特例者は除く)(無作為抽出)	1,000票	603票	60.3%
介護者調査	上記の要支援・要介護認定者の主な介護者(無作為抽出)	1,000票	516票	51.6%
サービス提供事業所調査	逗子市内すべての介護保険事業所及び鎌倉市、横須賀市、葉山町、横浜市金沢区で平成22年12月に給付実績のある事業所	217票	136票	62.7%
介護支援専門員(ケアマネジャー)調査	居宅：逗子市介護保険被保険者の担当をしているケアマネジャー 施設：逗子市介護保険被保険者が入所している施設のケアマネジャー全員	229票 居宅：146 施設：83	125票	54.6%

- 1 実施方法は、いずれも郵送による配布・回収(督促1回)
- 2 調査期間は、平成23年2月

パブリック・コメント（市民意見募集）

計画策定に当たっては、計画策定の経過を市民に報告するとともに、計画素案を市民に公開し、意見募集を行いました。パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 平成23年12月12日（月）から平成24年1月13日（金）まで
- ・素案の閲覧場所 逗子市役所（情報公開課、介護保険課）、高齢者センター、保健センター、福祉会館、小坪・沼間公民館、図書館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター、各地域活動センター及び市ホームページ
- ・意見の提出方法 任意の様式に「逗子市高齢者保健福祉計画への意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、持参、郵送（1月13日必着）、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出
- ・意見の提出件数 8件（3名）
- ・意見の反映状況 巻末資料のとおり

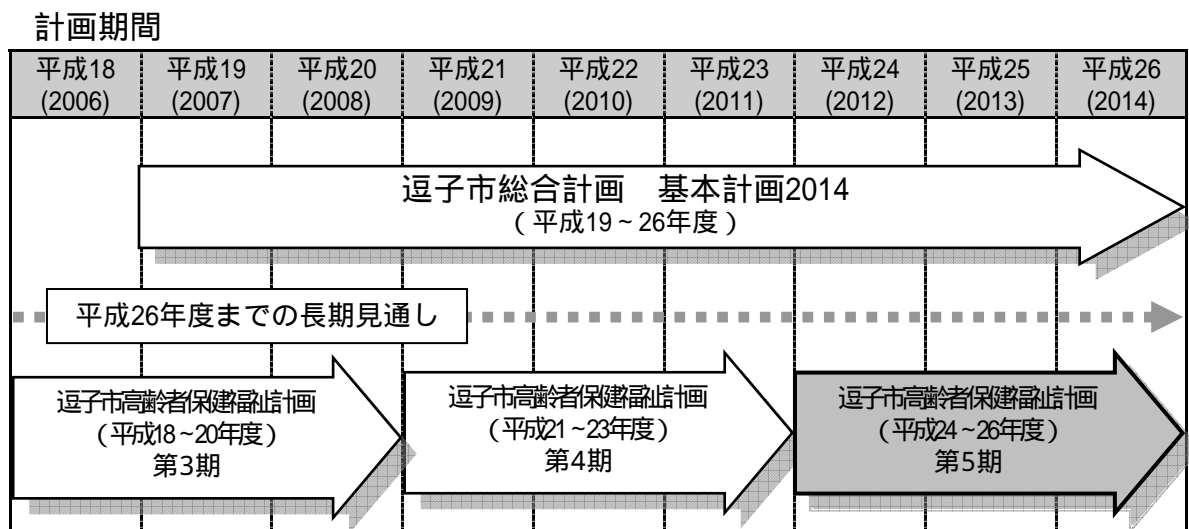
市民説明会の実施概要

パブリックコメントを実施するに当たり、意見提出の喚起、市民参加機会の充実を目的として、次のとおり開催しました。

- ・日時 平成23年12月17日（土）午後3時30分から午後5時まで
- ・場所 逗子市役所5階会議室
- ・内容 逗子市高齢者保健福祉計画の素案について（説明及び質疑応答）
- ・参加者数 9名

（2）計画期間

逗子市高齢者保健福祉計画は、介護保険法による介護保険事業計画の計画期間に合わせて、3年計画としました。本計画の計画期間は平成24年度～平成26年度の3年間です。



(3) 進行管理

本計画は、「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」においてご意見を聞きながら、進行管理を行います。

また、地域包括ケア体制の推進、評価については、「逗子市地域包括支援センター運営協議会」においてご意見を聞きながら、行っていきます。

4 計画の基本方針

(1) 基本理念

< 逗子市高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）の基本理念 >

住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく

（日常生活圏域）

（介護予防）（逗子市福祉プランの精神）

（自立の継続）

逗子市は、総合計画で市政の基本的な方向性を明確にしています。この総合計画では、基本構想の中で、「共に生きる福祉社会の実現」をうたっています。市民が住み慣れた地域の中で、誇りを持って住み続けることができ、人生をやり豊かに過ごすことができるよう、高齢者が活力を持ち続けられる地域社会をつくっていかねばなりません。

県内の高齢化率をみると、平成22年10月現在、横須賀・三浦圏域は高齢化率が高く、逗子市は三浦市に次いで2番目に高くなっています。さらに高齢化率が高くなったとしても、高齢者ができる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めていきます。また、多様な生活ニーズに対応するための地域における新たな支え合いができるよう、努めていきます。

本計画は、介護保険事業計画の第1期、第2期の結果を踏まえ、第3期に設定した平成26年度までの長期展望にたったものであることから、第3期・4期・5期を一体的に考え、基本理念である「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」を第5期も継承していきます。多様化する高齢者ニーズに対応し、さまざまな課題を解決していくために、市・市民・事業者が協働して「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

(2) 目指す将来像

逗子市が、平成27年までの10年間をかけて目指す高齢期の生活と支援の将来像は、「光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし」であり、本計画期間においてもこの将来像を目指して計画を推進していきます。

< 市民と共有する目標像 >

光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

逗子市の高齢者は、生涯学習・スポーツ・健康づくりに意欲的です。そのパワーが、まち全体の元気と健やかさにつながっています。身近なまちでの心かよう、足元からの福祉が、高齢者の健康と生きがいを支えています。

逗子市の都市宣言は「青い海とみどり豊かな平和都市」です。光をいっぱい浴びて健康に、保健福祉のサービスや地域福祉活動が自立のための光となるようにとの想いを計画に込めます。

身近な場所で健康づくりに取り組むことができる環境や機会があり、多くの市民が楽しく健康づくり活動を続けています。健康状態、ライフスタイルに応じた健康づくりを組み立てるための支援もあり、自主活動も盛んになっています。

高齢になっても、仕事や社会活動を通じて生きがいを磨き、高齢者の力が、活力とやさしさあふれる、心豊かなまちづくりに結びついています。

生活圏の中に、高齢期の生活をやさしく包む住まいや日中の過ごし場所があり、状況に応じて柔軟に利用することができます。

加齢や病気・けが等で心身機能が減退しても、生活目標に則り、身近なまちの中でリハビリとケアを組み立てることができ、自分らしい生活を実現する意欲がわいてきます。不安な時もすぐに相談できる環境があるので、安心な生活を送っています。

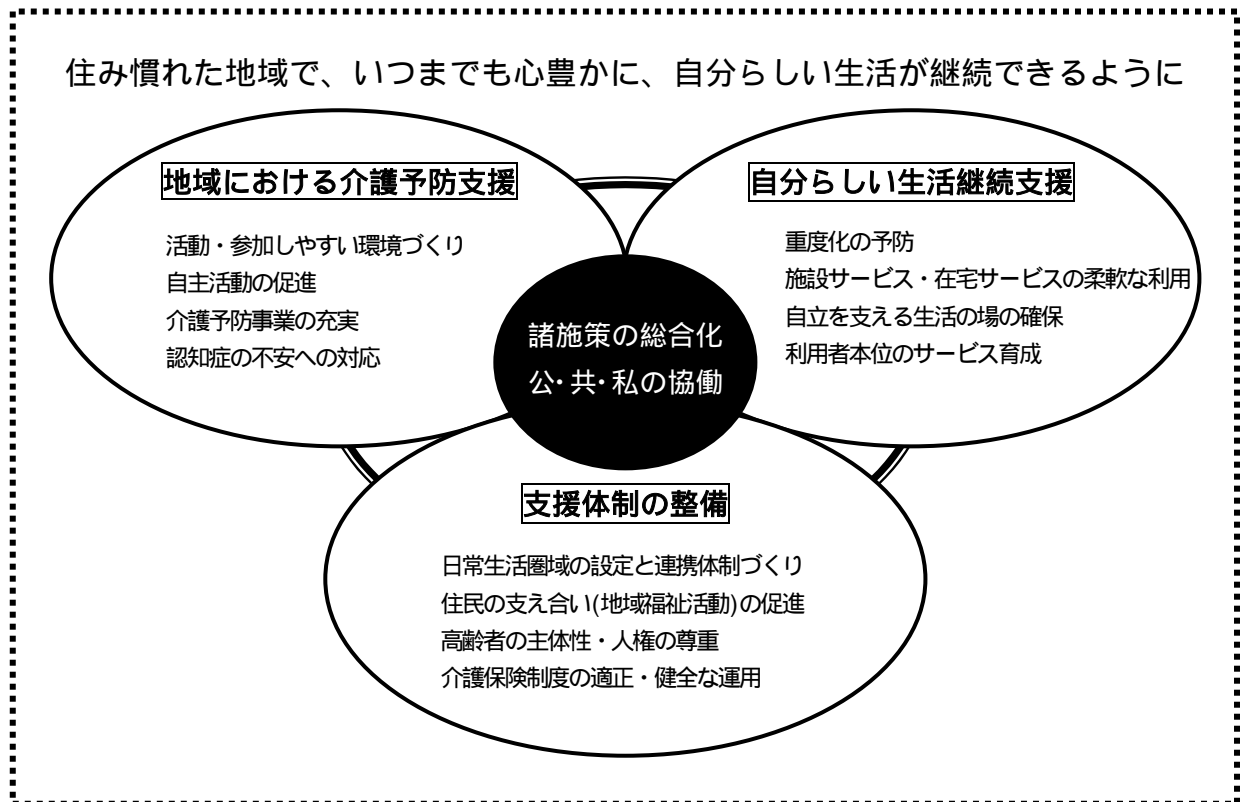
認知症への不安に対し、相談・診断・早期治療の体制があります。症状が進んだ場合でも、必要なサービスを利用しながら、自分も家族も住み慣れたまちでいつもの生活を継続することができます。どんな場面でも人権と意思が守られていて、安心な生活を送っています。

各種施設・サービスの情報を知り、納得して選び、利用することができます。サービス提供者と利用者のよりよい関係づくりが進み、質の高いサービスが提供されています。

介護予防のまちづくり、良質な保健福祉サービスの充実が、高齢者の生活の質の維持・向上のみならず、医療・福祉関連の財政支出の逡減、健康リゾートの振興など、市全体の元気と魅力に結びついています。

(3) 基本方針

目指す将来像を実現していくために、市・市民・事業者が共有する基本的な方針は、本計画期間においても次の3つを継承していきます。



(4) 重点的に推進する施策

基本方針に従って逗子市が展開する施策は、次のように設定します。

健康、生きがい・安心を支える施策との連携

高齢者の健康、生きがい・安心を支える生活全般の施策について、関係分野との連携・強化を進め、主体的な活動への支援を行います。

地域の自主的なサロン活動や教室などを積極的に活用・支援し、活動機会の拡充に努めます。

ひとり暮らしや寝たきり高齢者など、災害時支援体制の整備に向けて、防災担当所管等と連携し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進していきます。

地域での自立生活を支える支援づくり・介護予防づくりの推進

要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、継続的・効果的な介護予防事業の参加促進を進め、生活機能の低下を防いでいきます。

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅（居宅）サービスや地域密着型サービスを充実させていきます。

在宅での介護が困難な高齢者のニーズに対し、既存施設の整備状況を十分踏まえた上で、入所・入居施設の整備を促進していきます。

認知症のある高齢者へのケアとして、介護者を含めた地域住民への認知症に対する理解促進、各種支援サービスの周知や利用促進、基盤整備を進め、尊厳のある生活を守ります。

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の推進

たとえ要介護状態になっても、できる限り地域の中で安心して暮らしていけるよう、安心・安全を支える地域包括ケア体制の構築を促進します。

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの市民への定着促進・機能の充実を図ります。

高齢者の多様な住まいニーズに対応するため、住宅担当所管等と連携し、神奈川県高齢者居住安定確保計画と調和を図っていきます。

地域福祉活動の推進

高齢者が何らかの支援を必要としたときに、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア及び市民による活動並びにNPO法人の組織など、地域福祉の担い手による活動が充実するよう支援していきます。

(5) 日常生活圏域の設定

【日常生活圏域の設定】

本市の地理的条件、地域構成、高齢者人口の分布、主要な公共施設の分布状況などを勘案し、高齢者人口がほぼ半数に分かれるよう、平成18年度に市域を東西2つに分け、日常生活圏域を設定しましたが、今期計画期間においても、引き続き同様の設定とします。

東部圏域（地域構成：逗子3・4丁目、桜山、沼間、池子）

市域を南北に走る京浜急行線及び田越川以東の地域で、北は横浜市金沢区、東は横須賀市、南は葉山町に接します。面積は、市域の約3分の2を占めますが、山林・丘陵部が多い地域です。田越川沿いに開けた古くからの市街地と丘陵部に新しく開かれた住宅地から成ります。西部圏域に比べると、わずかに高齢者人口比率が低くなっています。

西部圏域（地域構成：逗子1・2・5・6・7丁目、山の根、久木、小坪、新宿）

京浜急行線及び田越川以西の地域で、北部を米軍家族住宅が占め、西は鎌倉市、南は相模湾に接しています。逗子駅から海岸方面に向けて広がる一帯及び小坪漁港周辺は、古くからの密集した市街地となっており、高齢化が進んでいます。旧来より保養地として有名で、リゾート施設等の立地が見られます。丘陵部に昭和40年代から開かれた住宅地が広がり、今後さらに高齢化していくことが予想されます。

圏域	高齢化率		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東部	26.6%	27.2%	27.4%
西部	27.0%	27.4%	27.5%

住民基本台帳人口による。（各年1月1日現在）

